鴻池水みらいセンター汚泥処理施設包括管理事業　実施方針等に関する質問および意見書に対する回答（第１回）

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
001	全般								事業が広範囲にわたり、幅広い検討が必要なことから、質問については回答期限を待たず、2週間程度を目安に回答を公表いただくよう、お願いいたします。	可能な限り速やかな回答に努めます。
002	実施方針	2	第1	5	(3)			事業期間・スケジュール（予定）	※１により新２号炉脱水焼却施設の引き渡しを前倒しした場合、※７より当該施設の保全管理業務期間２３年を完了した時点で、本事業の事業期間は終了する（事業終了が前倒しされる）という理解でよろしいでしょうか。	実施方針（案）※５※６※７に記載のとおりです。すべての保全管理業務期間の終了をもって、本事業の終了とします。
003	実施方針	3	第1	7	（２）			保全管理業務に係る対価	「物価変動による改定を行うものとする」とありますが、事業期間が長期に亘るため、実態に近い指標を採用いただくようお願いします。	ご意見として承ります。
004	実施方針	5	第2	2			表1	受注者の募集・選定の手順およびスケジュール	内閣府公表「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」に記載されている、総合評価一般競争入札における事業者選定フローにおいては、入札・公募に当たっての意思疎通のための民間事業者との対話が位置づけられています。 文書による質疑応答のみでは受発注者双方の考えが伝わりづらいとともに、回答内容によっては疑義が払拭されないまま質問期限を迎えることがあります。 相互理解を深め、入札参加者がより良い提案が行えるように対話の場を是非設定いただくことを強く希望します。	本事業においては、実施方針等に関する質問、入札説明書等に関する質問、技術提案書作成要領に関する質問の受付のほか、技術提案書の受付後には必要に応じてヒアリングを実施する予定です。なお、これら以外の対話の場を設ける予定はありません。
005	実施方針	5	第2	2			表1	第２回現地見学会	本事業は濃縮、脱水、焼却の各プロセスのほか、業種も機械・電気・土建と多岐にわたります。第2会見学会は入札参加申請後となり、第1回現地見学会と異なり、構成者が１団体の取り扱いとなるため、第1回現地見学会と同条件の人数・時間では到底充分な確認ができません。 つきましては、現地状況を踏まえて最適な提案を行うため、入札公告後の第２回見学会では以下を希望します。 １．見学時間の拡大（2時間→半日～1日） ２．参加人数の増加 ３．構成企業だけではなく協力企業の同席も可 ４．複数回の見学も可能	第２回現地見学会は、充分な現地確認ができるように可能な限り調整します。
006	実施方針	8	第2	4	(1)	②		SPC設立	本事業に複数による構成企業ではなく単独で参画する場合、SPCは単なる親会社の100%出資の子会社となるだけで、窓口の一本化や費用面等から必ずしもSPCの設立は重要でないと考えますので、設立の免除をお願いします。 ※費用面等：事業者側は金銭面・人的リソース面でメリットがあり、発注者側も事業費の低減が図れるものと考えております。	実施方針のとおりです。
007	実施方針	8	第2	4	(1)	⑩		焼却炉機械設備の契約	SPCは、焼却炉機械設備工事を構成企業以外のものと契約してはならないとありますが、構成企業を含むJVとの契約は可能であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、乙型共同企業体等との契約については、乙型共同企業体の協定書等において焼却炉機械設備工事を構成企業が担うことが明記されており、業務分担が確認できることを条件とします。
008	実施方針	13	第2	6	(3)	1)		保全管理業務総括責任者	保全管理業務総括責任者がSPCに籍を置くのはSPC設立当初ではなく、保全管理業務が開始する直前からという理解でよろしいでしょうか。	実施方針に記載のとおり、保全管理統括責任者については、保全管理業務期間中、SPCに在籍していることを求めるため、保全管理業務が開始する直前にSPCに籍を置くことで問題ありません。
009	実施方針	13	第2	6	(3)	1)		保全管理業務総括責任者	「当該技術者は、現場作業中は現場へ常駐させること」とありますが、実施方針p.２　2)保全管理業務のうち、（ウ)物品調達業務で行う脱水機薬品の現場への受入についてはこの「現場作業」には含まれず、常駐は不要という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
010	実施方針	13	第2	6	(3)	1)		保全管理業務総括責任者	保全管理業務は20年以上の長期に亘るため、交代について規定はないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、規定はありません。
011	実施方針別紙4	6						システムの基本フロー	実施方針別紙4 システムの基本フローに示される範囲においては、各設備間の常用・非常時ルートの変更やプロセスの省略はできず、赤字で示される「本事業対象」の設備は必ず更新が必要（たとえば、既存の重力濃縮を省略して機械濃縮機に汚泥を集約するといった提案は認められない）との理解でよろしいでしょうか。	各設備間の常用・非常用ルートの変更やプロセスの省略は可能とします。 但し、次の①～②を満たすことを前提とします。 ①現状より常用・非常用の運転に対して操作性・安定性が劣らない、安定的な処理ができることとし、そのために必要な機器の増設や改造等は、受注者の負担とする。 ②重力濃縮槽を省略する場合は、No.1・2・7重力濃縮槽を貯留槽としての機能を確保すること。
012	実施方針別紙5	7	1		(3)			契約金額の減額、損害賠償の請求	「～、発注者は、受注者に対して契約金額の減額、損害賠償等の請求を行うことができる」とありますが、具体的な契約金額の減額や損害賠償額の算定方法をお示しください。	入札公告時に示します。
013	実施方針別紙5	7	3		(1)			契約金額の減額措置	ケース1に「要求水準書に示す施設停止可能日数」　とあります。要求水準書（案）には「施設停止可能日数」という文言は確認できませんでした。 ここでいう「施設停止可能日数」とは要求水準書p.71　III　1．に記載の「年間55日」という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
014	実施方針別紙5	7	3		(1)			契約金額の減額措置	上記の通りであれば、減額措置は停止可能日数を規定している焼却施設にのみ適用され、予備機を設ける濃縮や脱水については対象外であるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
015	実施方針別紙5	7	3		(1)			契約金額の減額措置	上記に関連し、新1号炉の焼却炉施設停止可能日数の起算は4月1日から翌年3月31日までの年度ごとの評価という理解でよろしいでしょうか。また、新2号炉は提案者により運用開始時期が変動すると考えられますが、運用開始（供用開始）年度における停止可能日数の起算日の考え方についてご教示願います。	新1号炉及び新2号炉については、運用開始時期が変動する可能性があることから、運用開始年度における施設停止可能日数の考え方は共通とし、供用開始日の属する年度における残日数の15%（小数点以下切上げ）とします。
016	実施方針別紙5	7	3		(1)			契約金額の減額措置	上記に関連し、新1号炉、新2号炉双方の運用を開始した後について、年間停止可能日数の算定は各炉に対して適用されますでしょうか。1炉が何らかの理由で55日を超えて停止し、もう1炉を稼働させることで2炉の年間停止日数の合計が110日以下となった場合に減額措置の対象となるかどうかについてご教示願います。	施設停止可能日数は各炉に適用されます。このため、1炉が何らかの理由で55日を超えて停止し、もう1炉を稼働させることで2炉の年間停止日数の合計が110日以下であった場合、減額措置の対象となります。
017	実施方針別紙5	7	3		(1)	1)		減額金額	減額金額の計算式が示されており、「当該年度の契約金額B-1」とありますが、上記を踏まえますと焼却施設における点検整備費や修繕費のみを指し、B-1全体の金額ではないという理解でよろしいでしょうか。	当該年度の契約金額B-1は、点検整備費（法定点検含む）、修繕費、SPC運営費、その他費用を含むB-1全体の金額を指します。
018	実施方針別紙5	8	3		(1)			契約金額の減額措置	改築業務による現場工事期間は、年間停止可能日数の算定からは除外されるという理解でよろしいでしょうか。 また、改築業務が算定期間の途中で開始、あるいは終了した場合、運転可能な日数と稼働率（0.85）によって、当該期間の減額措置の算定を行うという理解でよろしいでしょうか。	改築業務による現場工事期間は、年間停止可能日数の算定対象から除外します。 また、年度途中に改築業務を開始又は終了した場合は、当該改築業務の実施期間を除いた当該年度の残日数の15%（小数点以下切上げ）を停止可能日数として減額措置の算定を行います。
019	実施方針別紙5	9	4					技術提案内容不履行時の措置	「補償を求める」とありますが、算定方法についてお示しください。	入札公告時に示します。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
020	要求水準書（案）	2	Ⅰ	3	2			改築業務	改築業務に関して以下をご教示願います。 1．改築業務における現場工事期間は、要求水準書p.18に示される年間稼働率の計算からは除外され、減額措置の対象外となるという理解でよろしいでしょうか。 ２．上記減額措置の対象外ということであれば、改築工事期間の上限日数の設定が必要と考えますのでお示しください。	改築業務における現場工事期間は、年間稼働率の計算から除外され、減額措置の対象外となります。 また、改築工事期間の考え方は入札公告時に示します。
021	要求水準書（案）	4	Ⅰ	3	4	3	(1)	②機械濃縮棟（一）	機械濃縮棟（一）1Fの床許容積載荷重（kN/m²、kg/m²）の情報を開示ください。	機械濃縮棟（一）1Fの床許容積載荷重は、450kg/m2としています。
022	要求水準書（案）	4	Ⅰ	3	4	3	(1)	③第二濃縮棟	第二濃縮棟4Fの床許容積載荷重（kN/m²、kg/m²）の情報を開示ください。	第二濃縮棟4Fの床許容積載荷重は、700kg/m2としています。
023	要求水準書（案）	8	Ⅰ	4	3	1		保全管理業務総括責任者	保全管理業務総括責任者について、以下ご教示願います。 １．保全管理保全管理業は20年以上の長期に亘るため、交代について規定はないという理解でよろしいでしょうか。 ２．「SPCに籍を置かせ」とありますが、上記のとおり同一人物が全事業期間にわたって従事することは現実的に難しく、都度配置可能な人員で対応することを検討しております。交代する度に在籍の手続きを行うことは受発注者双方の手間になると考えますので、保全管理業務総括責任者についてはSPC在籍について免除をお願いします。 ３．免除いただけない場合でも、上記のとおり、流動的な運用が想定されることから、保全管理業務総括責任者がSPCに籍を置くのは保全管理業務開始の直前からという理解でよろしいでしょうか。	１つ目のご質問については、ご理解のとおりです。 ２つ目のご質問については、要求水準書（案）のとおりとします。 ３つ目のご質問については、ご理解のとおりです。
024	要求水準書（案）	8	Ⅰ	4	3	1		保全管理業務総括責任者	「現場作業中は現場へ常駐させること」とありますが、薬品の受入のみが行われている際は、常駐義務は除外されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
025	要求水準書（案）	13	Ⅰ	6	2	(1)		財務状況に関するモニタリング	会計監査人について言及がありますが、会社法においては、会計監査人が必要な条件は資本金5億円以上としております。設立するSPCの資本金が5億円未満であれば会計監査人の設置義務はないとの理解でよろしいでしょうか。	SPC資本金の額に関わらず、要求水準書（案）のとおりとします。
026	要求水準書（案）	15	Ⅱ	1	2	2		焼却施設の形式	炉の形式によっては、汚泥乾燥設備は炉本体と一体不可分の関係にあり、汚泥乾燥設備の形式と炉本体とのマッチングが実稼働日数や安定稼働に大きく影響することから、要求水準書（案）に本条件を掲げられたものと推察しますが、提案に当たっては、炉本体と汚泥乾燥設備の組み合わせは、実績を有する組み合せに限る、という理解でよろしいか。	炉本体と汚泥乾燥設備の組み合わせた実績は求めません。終末処理場において、炉本体及び汚泥乾燥設備それぞれについて実績を有していれば提案可能です。
027	要求水準書（案）	18	Ⅱ	1	4			汚泥処理設備運用計画	焼却炉発停頻度は「平均4回/年」とありますが、2炉の合計が1年で8回以内であれば良いという理解でしょうか。 また、年間稼働日数については未達時の減額措置が設けられていますが、発停頻度（回数）については減額措置の規定はないという理解でよろしいでしょうか。	発停頻度は２炉の合計ではなく、１炉あたりの回数です。 ご理解のとおり発停頻度による減額措置の規定はありません。
028	要求水準書（案）	21	Ⅱ	1	5	2	(3)	大阪府大気汚染緊急対策実施要領	「～緊急時の措置を順守するように対策を行うこと。」とありますが、本事業では事業者は運転管理を担わないことから、ここでいう「緊急時の措置」とは具体的にどのような内容かをお示しください。 想定される対応として、１．緊急停止、２．焼却炉施設の全停止、３．汚泥供給のみを停止し保温運転継続などが考えられますが、いずれの場合においても事業者に責のある事由での停止ではありませんので年間停止日数のカウントからは除外されるという理解でよろしいでしょうか。	ご質問いただいた内容は、条例を遵守するために規定しているものです。 具体的な内容は、大阪府大気汚染緊急対策実施要領に基づく緊急時の措置を想定しております。 事業者に責のない事由での停止については年間停止可能日数のカウントから除外されます。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
029	要求水準書（案）	24	Ⅱ	1	5	8		焼却灰搬出基準	焼却灰の性状は既設から搬出される性状（粒径、熱しゃく減量、比重等）と同等程度であることが前提条件となると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおり、廃棄物の種類に応じたフェニックスの受入基準を満足する限り、焼却灰の性状について規定はありません。したがって、既設施設から搬出される焼却灰と同等程度の性状であることを前提条件とはしていません。
030	要求水準書（案）	24	Ⅱ	1	5	8		焼却灰搬出基準	新設炉から排出される焼却灰の比重が、既設炉と比べ小さくなる場合には、運搬効率が低下し、処分単価の変更や運搬業者との契約変更となることも想定されます。変更に伴い処分単価や運搬費が増額となった場合は発注者の負担という理解でよろしいでしょうか。	焼却灰の搬出基準については、要求水準書（案）に記載の内容のみです。 焼却灰の運搬処分業務は本事業の対象外となるため、受注者の負担となることはありません。
031	要求水準書（案）	24	Ⅱ	1	6			環境負荷低減及び下水汚泥資源利活用	「～事業者の責任及び負担において行うこと」とありますので、本提案に関わる費用は入札額に含めてはいけないという理解でよろしいでしょうか。	現時点ではお示しできませんが、入札公告時に示す予定です。
032	要求水準書（案）	25	Ⅱ	2	1			設計・建設・改築業務の範囲	重力濃縮棟重力濃縮施設、機械濃縮棟（一）機械濃縮施設、第二濃縮棟機械濃縮施設に関連する電気設備の撤去・更新範囲が明確に分かる資料のご提示をお願いいたします。 「要求水準書（案）別紙4_本事業対象機器一覧表及び取合図」にて、機械設備の撤去・更新範囲及び取合点が明確化されているように、図面にてご提示いただけますようお願いいたします。 また、「大和川下流流域下水道　大井水みらいセンター　汚泥処理施設包括管理事業（設計・建設・維持管理）」の要求水準書 別紙3 主要機器一覧表にてご提示されたような各機器の完成図書年月、更新対象範囲（〇：対象、●：対象外）、流用／撤去／更新が分かる一覧表をご提示いただくことを希望いたします。 入札参加者間での積算の前提を揃え、公平性を保つため必須と考えます。	主要機器一覧表及び濃縮関連施設の電気室平面図については、改訂版等で示します。
033	要求水準書（案）	25	Ⅱ	2	1	1		重力濃縮棟重力濃縮施設	⑦負荷設備について、「要求水準書（案）別紙4_本事業対象機器一覧表及び取合図」に示される本事業対象機器の負荷設備が対象であるとの理解でよろしいでしょうか。	対象の負荷設備は、「要求水準書（案）別紙4_本事業対象機器一覧表及び取合図」に示される本事業対象機器及びコントロールセンターと動力制御盤などが対象となります。 コントロールセンターと動力制御盤などの更新範囲は、改訂版等で示します。
034	要求水準書（案）	25	Ⅱ	2	1	2		機械濃縮棟（一）機械濃縮施設	⑦負荷設備について、「要求水準書（案）別紙4_本事業対象機器一覧表及び取合図」に示される本事業対象機器の負荷設備が対象であるとの理解でよろしいでしょうか。	対象の負荷設備は、「要求水準書（案）別紙4_本事業対象機器一覧表及び取合図」に示される本事業対象機器及びコントロールセンターと動力制御盤などが対象となります。 コントロールセンターと動力制御盤などの更新範囲は、改訂版等で示します。
035	要求水準書（案）	25	Ⅱ	2	1	3		第二濃縮棟機械濃縮施設	⑦負荷設備について、「要求水準書（案）別紙4_本事業対象機器一覧表及び取合図」に示される本事業対象機器の負荷設備が対象であるとの理解でよろしいでしょうか。	対象の負荷設備は、「要求水準書（案）別紙4_本事業対象機器一覧表及び取合図」に示される本事業対象機器及びコントロールセンターと動力制御盤などが対象となります。 コントロールセンターと動力制御盤などの更新範囲は、改訂版等で示します。
036	要求水準書（案）	28	Ⅱ	2	3		(2)	詳細設計	重力濃縮棟重力濃縮施設・機械濃縮棟（一）機械濃縮施設・第二濃縮棟機械濃縮施設における電気設備工事について、受注者の施工範囲は、新設する負荷設備、計測設備、現場操作盤およびそれらに関連する配線の設計および工事であり、発注者と受注者の取り合い点の一次側に係る既設電気設備の改造工事の設計および工事は発注者にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 詳細は、要求水準書「2.3.　設計業務に関する事項」に記載のとおりです。

管理番号	資料名	頁	章	節	細節	項	目	項目名	質問事項・意見	回答
037	要求水準書（案）	28	Ⅱ	2	3		(2)	詳細設計	重力濃縮棟重力濃縮施設・機械濃縮棟（一）機械濃縮施設・第二濃縮棟機械濃縮施設における電気設備工事について、受注者の撤去工事の施工範囲は、更新に伴い不要となる負荷設備、計測設備、現場操作盤およびそれらに関連する配線の撤去工事であり、撤去に伴う既設盤内での離線・端末処理、信号授受の変更による既設制御設備の改造等に係る設計および工事は発注者にて実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	撤去に伴う既設盤内での離線・端末処理は、受注者の負担とします。 その他の扱いについては要求水準書（案）4.4.1（3）をご参照ください。
038	要求水準書（案）	28	Ⅱ	2	3		(2)	詳細設計	重力濃縮棟重力濃縮施設・機械濃縮棟（一）機械濃縮施設・第二濃縮棟機械濃縮施設における電気設備工事について、撤去に伴う既設盤内での離線・端末処理、信号授受の変更による既設制御設備の改造等に係る設計および工事における不備に起因して既設の運転管理に支障が生じた際は、その対応および費用負担は発注者であるという理解でよろしいでしょうか。	原則として、受注者の責により支障が生じた場合の対応及び費用負担は、受注者が行うものとします。なお、受注者の責に帰さない事由により生じた支障への対応及び費用負担は、発注者が行うものとします。
039	要求水準書（案）	30	Ⅱ	2	4	1	(6)	工事監理者	工事監理者はSPC構成企業から配置するという理解でよろしいでしょうか。 また、SPCへの在籍は不要との理解でよろしいでしょうか。	建築基準法に規定する工事監理者は、建築基準法上の工事施工者と別の者を選任してください。なお、工事監理者のSPCへの在籍は必須ではありません。
040	要求水準書（案）	36	Ⅱ	2	4	2	(2)	1)機器の製作	「…日本国内で調達可能なものとし…」とありますが、国内で調達可能であれば海外製品を使用しても良いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
041	要求水準書（案）	56	Ⅱ	3	4	3	(2)	汚泥焼却設備	「低融点物質による焼結対策を講ずること」とありますが、技術資料や実証データにより数値的根拠をもって技術的有効性を証明できる対策を講じる必要があるという理解でよろしいでしょうか。	技術資料や実証データにより技術的有効性を証明できれば可とします。
042	要求水準書（案）	65	Ⅱ	5	1	5	(1)	3)諸室	表Ⅱ-17 土木・建築構造物内に収容する諸室において、電気室が挙げられていますが、「5.1.5 設計計画 4)屋内収容設備」に記載の通り、電気設備は「屋内収容と同等の機能性及び耐久性能・環境性能を満たし、将来の改築更新時において発注者の負担増とならないと認められる場合」は、屋外の提案も可能と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書(案)「5.1.5 設計計画 4)屋内収容設備」のただし書きに記載の、屋外の提案も可能とする電気設備は、現場操作盤、計装設備のみに訂正します。それ以外の電気設備は屋内への収容とします。
043	要求水準書（案）	65	Ⅱ	5	1	5	(1)	4)屋内収容設備	送風機、空気圧縮機等、騒音、振動対策が必要な設備は、1.5.4騒音規制法、1.5.5振動規制法に記載の規制基準を満足する場合には、屋外設置も認めて頂けるでしょうか。	要求水準書（案）に記載のとおり、送風機、空気圧縮機等の騒音、振動対策が必要な設備は屋外設置を認めません。
044	要求水準書（案）	71	Ⅲ	2	1	1		機械設備点検整備業務	受注者にて実施すべき内容と、別途維持管理業者殿にて実施する内容の線引きが本文章のみでは完全に読み解くことが難しく、応募者間で実施内容の認識に相違が出て、応札額が不公平なものとなる恐れがあります。今回事業にて受注者が対応するべき内容とそうでないものについて、より詳細に明示（区分表等の提示等）いただくようお願いします。	今回事業にて受注者が対応するべき内容とそうでないものについては、要求水準書 （案）Ⅲ2.1.1に記載のとおりとします。区分表等については、実施方針別紙１業務範囲区分表に記載のとおりです。
045	要求水準書（案）	71	Ⅲ	2	1	2		電気設備点検整備業務	受注者にて実施すべき内容と、別途維持管理業者殿にて実施する内容の線引きが本文章のみでは完全に読み解くことが難しく、応募者間で実施内容の認識に相違が出て、応札額が不公平なものとなる恐れがあります。今回事業にて受注者が対応するべき内容とそうでないものについて、より詳細に明示（区分表等の提示等）いただくようお願いします。	今回事業にて受注者が対応するべき内容とそうでないものについては、要求水準書 （案）Ⅲ2.1.2に記載のとおりとします。区分表等については、実施方針別紙１業務範囲区分表に記載のとおりです。